（自動車道事業報告規則の一部改正）

第五条　自動車道事業報告規則（昭和三十九年運輸省・建設省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国土交通大臣及びその経営する自動車道事業に係る路線が存する地域を管轄する地方運輸局長」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　一の都道府県の区域を越えて路線を定めて設けられる一般自動車道　国土交通大臣及びその経営する自動車道事業に係る路線が存する地域を管轄する地方運輸局長

二　一の都道府県の区域内において路線を定めて設けられる一般自動車道　国土交通大臣並びに道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十八条及び道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第三条の規定により国土交通大臣の権限に属する事務を行うこととされた当該都道府県の知事（次条において「都道府県知事」という。）

第三条中「国土交通大臣」の下に「又は都道府県知事」を加える。

（都市計画法施行規則の一部改正）

第六条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十九条の三第一項第三号及び第五十九条の四第一項中「第八十七条の二第三項」を「第八十七条の二第四項」に改める。

（公有水面埋立法施行規則の一部改正）

第七条　公有水面埋立法施行規則（昭和四十九年運輸省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「二以上の都道府県の区域にわたる」を「一の都道府県の区域又は一の指定都市の区域を超える」に改め、同条中「二以上の都道府県の区域にわたる」を「一の都道府県の区域又は一の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域を超える」に改め、「都道府県知事」の下に「又は関係指定都市の長」を加える。

第十六条第一項中「前条」を「第十五条」に改める。

（国土利用計画法施行規則の一部改正）

第八条　国土利用計画法施行規則（昭和四十九年総理府令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「指定都市」の下に「（第二十六条において「指定都市」という。）」を加える。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（大都市の特例）

第二十六条　第十七条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、指定都市においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、同条の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

（振興拠点地域に係る中核的民間施設及び業務核都市に係る中核的民間施設に関する細分を定める省令の一部改正）

第九条　振興拠点地域に係る中核的民間施設及び業務核都市に係る中核的民間施設に関する細分を定める省令（平成四年総理府令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表教養文化施設の項中「都道府県」の下に「又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）」を加える。

（地方整備局組織規則の一部改正）

第十条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務の欄中「第三十四条第三項」を「第三十四条第四項」に改める。

（国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

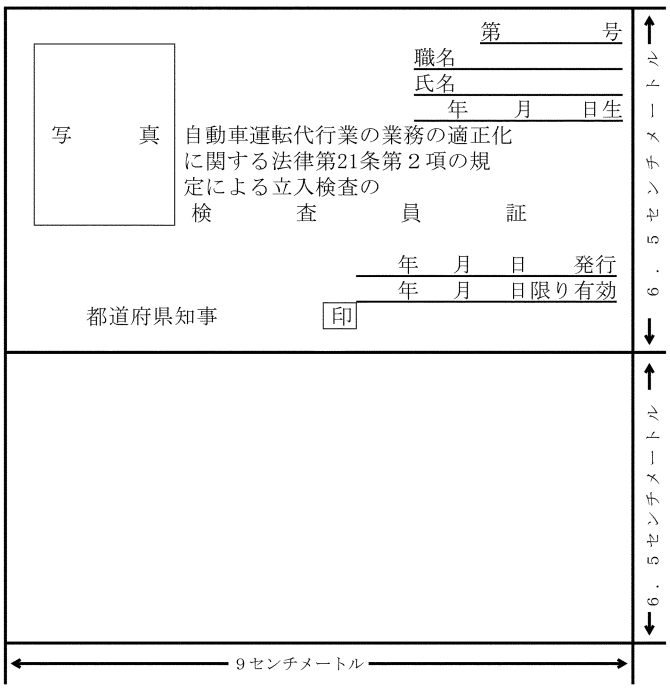
第十一条　国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「運輸監理部長又は運輸支局長」を「都道府県知事」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第10条関係）

（表）



（裏）

